

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年7月号 | No. 7/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 新たな PCT 締約国

### イラン・イスラム共和国（国コード：IR）

イラン・イスラム共和国（以下、イラン）は、2013年7月4日に加入書を寄託し148番目のPCT締約国となり、2013年10月4日からPCTに拘束されます。そして2013年10月4日以降に出願された国際出願は自動的にイランの指定を含みます。

また、イランはPCTの第II章にも拘束され、2013年10月4日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にイランの選択を含みます。さらに、イランの国民及び居住者は2013年10月4日からPCTに基づく国際出願が可能となります。

## パリ条約

### サモアの加入（WS）

2013年6月21日にサモア（国コード：WS）が工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託し、パリ条約の締約国数は175となりました。サモアは2013年9月21日からパリ条約に拘束されます。

PCT規則4.10(a)に従い、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

WIPO優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することにより、PCT出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局（IB）に提出、又は、PCT出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成しIBに送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDASから取得するようIBに対して請求することが可能です。2012年7月1日から、アクセスコードを用いることによって官庁がDASから優先権書類を取得する新たな手続き（新ルート）が導入されました。出願人は、第二国の官庁に優先権書類を取得するための権限を付与する複雑な手続きに代わり、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

## オーストラリア特許庁

オーストラリア特許庁は、2013年5月8日から第1国官庁としてのDASの利用範囲を拡大した旨、IBに通報しました。現在、受理官庁としてのオーストラリア特許庁（RO/AU）に出願されたPCT出願をDASにおいて優先権書類として登録するための請求を出願人から受け付けています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#australia>

## 米国特許商標庁とフィンランド国立特許・登録委員会

米国特許商標庁（2013年3月18日から発効）とフィンランド国立特許・登録委員会（2013年6月3日から発効）は2012年7月1日に施行した改正枠組み規定のパラグラフ10及び12に従い、新ルートによって“depositing Offices”（第1国官庁）及び“accessing Offices”（第2国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IBに通報しました。これにより、特に優先権書類を新ルートに移行した他の官庁へ送付、または他の官庁から送付するよう請求する際に、DASの利用がより簡易になりました。さらに上記官庁はそれぞれ記載した日付から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#us>（米国特許商標庁）

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#finland>（フィンランド国立特許・登録委員会）

## 8月と9月の合併号

今回のPCTニュースレターは8月と9月の合併号となり8月に発行予定です。その次の10月号が出るまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料をご利用頂けます。新たにPCT ニュースレターが掲載される際や、臨時のお知らせを行う際にPCT ユーザにその旨をご案内します。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

さらに、PCT セミナーカレンダーやPCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で9月上旬に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

## 公開スケジュールの変更

### 2013年9月5日の公開（公開日）

2013年9月5日（木）はWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願（及び公示（PCT公報））は2013年9月6日（金）に公開されます。しかし、PCT出願の技術的準備が完了する日に変更はありません。つまり、国際公開に反映させたい変更は2013年8月20日の24時（CET:中央ヨーロッパ時間）までに国際事務局（IB）に受理される必要があります。

### 2013年9月19日の公開（公開のための技術的準備）

2013年9月5日（木）はWIPOの閉庁日に当たる為、2013年9月19日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まります。国際公開に反映させたい変更は2013年9月2日（月）の24時（CET）までにIBに受理されている必要があります。（通常の場合の技術的準備が完了する日である2013年9月3日（火）の24時までの代わり）

**PCT 受理官庁ガイドラインの修正**

2013年7月1日発効のPCT 受理官庁ガイドラインでは多くの修正がなされました。これらの修正は、優先権の回復請求の手続方法や「due care（相当な注意）」と「unintentional（故意ではない）」の基準の解釈に関する詳細なガイダンスを受理官庁に提供するものです。ガイドライン（PCT/GL/RO/12）の全文はPDF 又はHTML フォーマットで英語及び仏語でご利用頂けます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>（英語）

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>（仏語）

**PCT 最新情報**

AE：（官庁の名称、所在地とあて先、電話とFAX番号、電子メールとインターネットアドレス、手数料）

AU：オーストラリア（国内段階移行期限）

BN：ブルネイ・ダルサラーム（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）

CO：コロンビア（所在地とあて先、電話とFAX番号、電子メールアドレス、手数料）

HR：クロアチア（手数料）

HU：ハンガリー（手数料）

IN：インド（所在地とあて先、電話とFAX番号、通信手段）

IS：アイスランド（国際型調査に関する規定）

MX：メキシコ（電話番号）

NO：ノルウェー（国際型調査に関する規定）

SK：スロバキア（所在地とあて先、手数料）

TH：タイ（電子メールアドレス、代理人に関する要件）

UA：ウクライナ（官庁の名称）

**調査手数料（オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）****PCT-SAFE 更新****PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース**

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための2013年7月1日付けの更新パッチ・プログラムが下記PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

当該パッチ・プログラムは2013年4月1日版のPCT-SAFE クライアント ソフトウェア（Version 3.51.059.235）の更新用であり、その他のバージョンのクライアント ソフトウェアの更新には**使用できません**のでご注意ください。

当該パッチ・プログラムは以下の点に関連しています。

- 2013年8月3日からPCTに拘束される、新しい締約国、サウジアラビア（SA）
- 受理官庁としてのブルネイ・ダルサラーム（RO/BN）に関する情報
- PCT 手数料表の更新とその他PCTに関する更新

詳細は下記PCT-SAFE ウェブサイトからご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

## ご要望に応じた PCT ウェビナー

WIPO では、ウェビナー形式でのカスタマイズされた PCT 研修のご要望を、企業や大学、法律事務所、その他関心のある団体から受け付けています。ウェビナーは無料で利用いただけ、特定の希望に応じた開催が可能です。ご提供できるウェビナーの例としては、「PCT 電子出願について」、「PCT 出願のオンライン管理のための ePCT の利用について」、「PCT 出願の準備や提出に関するその他のトピックスについて」です。ウェビナーのご要望は、関心のあるトピックスをご指定の上、お時間と想定される参加人数（最低 10 名）を電子メール（下記アドレス）でご連絡ください。

[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

なお、過去のウェビナーの録音を含む PCT 関連の WIPO トレーニング資料のコレクションは PCT 関連資料ページ (<http://www.wipo.int/pct/en/>) の“Meetings, Training and Documents”欄をご覧ください。（日本語ページ (<http://www.wipo.int/pct/ja/>) の「PCT 会議、研修及び文書」を参照。）

## WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

ePCT を利用した出願管理に関するワークショップを含む、国際段階や国内段階における手続きに関する上級者向け PCT セミナーを 2013 年 10 月 10 日及び 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。セミナーでは PCT 事業部の見学もごぞいます。本セミナーは特許管理者や弁理士事務所員向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT 事業開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにも、セミナープログラム（時間やトピックス）やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがごぞいます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=29925](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925)

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2013 年 9 月 13 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします：[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

## インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT 受理官庁ガイドライン

上記「PCT 受理官庁ガイドラインの修正」をご覧ください。

### ポルトガル語の願書様式

2012 年 9 月版の願書様式（PCT/RO/101）がポルトガル語の編集可能な PDF フォーマットで下記リンク先からご利用可能です。

[http://www.wipo.int/pct/pt/forms/request/ed\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/forms/request/ed_request.pdf)

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局（IB）からの通知ではない手数料請求書を受け取

る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“the European Register of Brands and Patents (REGIPAT)”と“Novislink limited”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、IB にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 発明の単一性が欠如しているとの認定に対処するための国際出願の補正

**Q:** 国際出願を行ったのですが、国際調査機関 (ISA) から部分的な国際調査の結果と共に、様式 PCT/ISA/206 (追加手数料、及び、該当する場合には、異議申立手数料の求め) を受けました。その様式によれば、ISA による発明の単一性の欠如の認定により、5 発明分の追加手数料を支払うよう示されていますが、この認定は過大であると考えています。とは言うものの、請求の範囲は単一の発明であることがより明確になるように起草可能であったとも思っております。部分的な調査の受理後に、PCT 第 19 条に基づいて請求の範囲を補正することは可能でしょうか。発明の範囲を補正することによって発明の単一性を主張し、高額な追加手数料の支払いを避けることができればと思っております。

**A:** お問い合わせの段階において、手続き上、貴殿の国際出願について発明の単一性に関する再評価を得ることはできません。また、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正は、国際調査報告 (ISR) (PCT/ISA/210) の受理後にのみ可能です。貴殿が受理されたものは部分的な国際調査の結果<sup>1</sup>であり、PCT 第 19 条に基づく補正はできません。当該国際出願に対する ISR は、追加手数料が支払われるまで、または当該手数料の支払い期限 (求めの日付から 1 ヶ月) が満了するまで、発行されません。追加手数料を支払わないと決めた場合、追加手数料を支払う意思がないと ISA に報告されることを避けることはできず、ISA は比較的早く ISR を発行することもあります。(ただし、出願時に納付された国際調査手数料によって充当しうる最初に記載された発明に基づき作成されます)。

PCT 規則 13.1 によれば、国際出願は一つの発明又は単一の一般的発明概念を形成するよう

<sup>1</sup> 追加手数料の支払いの求めを送付する際、全ての ISA が部分的な国際調査の結果を発行するとは限りません。

に連関している一群の発明についてのみ行う（発明の単一性の要件）と規定されています。発明の単一性の詳細は国際調査及び予備審査ガイドライン（下記 URL）第 10 章をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

調査手数料は、国際出願に関する国際調査を行うために ISA でかかる費用を充当するものですが、これは出願が発明の単一性の要件を満たす範囲に対してのみです。これにより、ISA は出願人に対し追加の発明ごとに追加調査手数料を支払うよう求める権利を有しています（PCT 規則 40.1）。もし追加手数料が納付されなければ、ISA は当該国際出願の一部、つまり請求の範囲の最初に記載された発明に関する ISR を作成します。すなわち、それは様式 PCT/ISA/206 にあるようなものと同じ結果となるでしょう。

異議申立て（PCT 規則 40.2(c)）に基づき追加手数料が払い戻される可能性はありますが、当該手数料は、該当する場合には異議申立手数料とともに（異議申立手数料の有無は各 ISA に関する *PCT 出願人の手引* 附属書 D を参照）、様式 PCT/ISA/206 で ISA が示した期限内に前もって納付する必要があることにご注意ください。異議申立てに基づく手数料に関する詳細は *PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 7.019 と 7.020 をご参照ください。

追加調査手数料の一部を納付することもできます。その場合、納付額に応じた発明の数のみ調査対象となり、ISA によって調査されない部分が生じます。しかし、出願人は国際調査を希望する請求の範囲を ISA に特定することが可能な場合があります。<sup>2</sup>

国際出願の未調査部分に関する国際調査報告の欠落は、それ自体、国際出願の有効性に関しいかなる影響力もなく、その手続き（指定官庁への送達を含む）は継続されます。しかし、PCT 第 17 条(3)(b)及び第 34 条(3)(c)に基づいて、指定（又は選択）官庁の国内法は、出願人が当該官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、そのような国際出願の未調査部分は取り下げられたものとみなすことを定めることができます。なお、そのような規則を適用する官庁は数庁に限られています。特別手数料の詳細は、*PCT 出願人の手引*のそれぞれの国の国内段階の概要をご覧ください。

請求の範囲（及び明細書、図面）を補正するさらなる機会は、PCT 第 34 条に基づき（出願人が、国際予備審査請求を行った場合に限り）国際段階中に可能であり、また PCT 第 28 条及び第 41 条に基づき国内段階移行時点でも可能です。しかし、たとえ出願人が国際予備審査機関（IPEA）に対して PCT 第 19 条補正及び／又は第 34 条補正に基づいて審査をするよう求めたとしても、IPEA は（ISR で）調査されていない発明に関する請求の範囲を国際予備審査の対象とすることを要さず、通常行いません（PCT 規則 66.1(e)を参照）。同様に、出願人が国際出願に対して補充国際調査請求をした場合でも、補充国際調査機関は、国際調査の対象でなかった請求の範囲を補充調査から除くことができます（PCT 規則 45 の 2.5(d)）。

国際予備審査及び国内段階での、国際出願の単一性の欠如の認定の結果についての詳細は、PCT ニュースレター 2008 年 9 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

## 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

<sup>2</sup> 訳者注：国際調査機関としての日本国特許庁に対して請求の範囲を特定することは行われていません。納付された手数料で充当できる数の発明について、請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなします。（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第 46 条）